

○農地の賃借料等情報の提供について

標準小作料制度の廃止に伴い、農地法第52条に基づき、地域の賃借料の参考となる情報を提供することになりました。平成28年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりです。

地域名	田(水稻)の部			畑(普通作)の部		
	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)
大宮	9,200	15,000	2,000	3,600	10,000	2,000
山方	9,600	20,000	5,000	3,600	10,000	2,000
美和	6,000	7,000	5,000	1,300	4,000	1,000
緒川	5,500	10,000	2,000	1,700	5,000	1,000
御前山	7,000	10,000	5,000	5,000	5,000	5,000

※田の部について、水利費等の情報は把握していませんので、当事者間で話し合ってください。

※農地の賃借料は、農業委員会の賃借料情報を参考に貸し手と借り手の両方で十分協議のうえ、決定してください。

**問 本庁 農業委員会事務局 ☎52-1111 内線211 212**

**市税等の納付は便利で安心な口座振替をご利用ください**

—税金は納期限内に納付しましょう—

市税等の納付については、便利で安心な口座振替のご利用をおすすめします。

ぜひ、この機会にお手続きください。

○口座振替できる税金等

- ・固定資産税      ・軽自動車税      ・市民税、県民税(普通徴収)      ・国民健康保険税
- ・介護保険料      ・後期高齢者医療保険料

○口座振替日 各税金等の納期限の日

※基本的には月末ですが、12月は25日です。また、土・日曜日・祝日に当たる場合は、翌営業日に振替になります。

○口座振替開始日

原則、お申し込みをした月の翌月の納期分からです。

○申込方法

次の金融機関(本店・各支店)の窓口でお申し込みください。

- ・常陽銀行      ・筑波銀行      ・茨城県信用組合      ・東日本銀行
- ・常陸農業協同組合(支店のみ)      ・水戸信用金庫      ・烏山信用金庫      ・中央労働金庫
- ・ゆうちょ銀行、郵便局

※口座振替依頼書(申込用紙)は、市内の金融機関及び市役所税務徴収課・各総合支所に備え付けてあります。

※市役所及び各総合支所では申し込みできません。金融機関にお申し込みください。

○申し込みの際に必要なもの

- ・通帳など口座番号がわかるもの      ・通帳の届出印      ・納税通知書(納付書)

**問 本庁 税務徴収課徴収推進室 ☎52-1111 内線238 237**

**山支 市民福祉課市民福祉G ☎57-2121(代表)      美支 市民福祉課市民福祉G ☎58-2111(代表)**  
**緒支 市民福祉課市民福祉G ☎56-2111(代表)      御支 市民福祉課市民福祉G ☎55-2111(代表)**

〈記号の見方〉

**問**：問い合わせ **申込**：申し込み先 **本庁**：常陸大宮市役所 **山支**：山方総合支所 **美支**：美和総合支所 **緒支**：緒川総合支所  
**御支**：御前山総合支所 **教委**：市教育委員会 **教山**：山方事務所 **教美**：美和事務所 **教緒**：緒川事務所 **教御**：御前山事務所  
**かがやき**：総合保健福祉センター(かがやき) **社協**：社会福祉協議会 **G**：グループ